

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市延長保育事業
補助の区分	事業補助（奨励補助）事業補助（協調事業補助）
補助の概要	私立認可保育所等又は私立認定こども園における、保育必要量に応じて保育所等が定めた利用時間帯の前後における延長した保育の実施を円滑に推進するため、保育所等が行う延長保育事業について補助金を交付する。
補助事業者	市内の私立保育所等
補助対象経費	延長法育児業における対象経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金交付要綱に定める額
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	新潟県地域子ども・子育て支援事業交付金交付要綱の定める基準額（国1/3、県1/3、市1/3で負担）
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 保育必要量に応じて保育初頭が定めた利用時間帯の前後における延長した保育の実施を円滑に行うために交付するものであるため。
補助制度開始	平成28年3月31日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象保育所等に案内
事業担当 （担当部署） （電話番号）	子ども若者課 園児支援係 0259-63-3126